

報道発表資料

令和7年3月26日

独立行政法人国民生活センター

## 海外の安全基準への適合をうたう自転車用ヘルメット

### 1. 目的

道路交通法の一部改正（令和4年4月27日公布）により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者にヘルメットの着用が努力義務となっています。

しかし、国内には自転車用ヘルメットの公的な規格・基準はなく、販売に関する規制もありません。一方、欧州連合（EU）では身体保護用具としてCEマーキング（EUで販売される指定の製品がEUの基準に適合していることを示すマーク）の対象製品（EN1078）に、アメリカ合衆国では消費者製品安全委員会（CPSC）が米国消費者製品安全法に基づいて指定する対象製品（16 CFR Part 1203）となっており、いずれも基準を満たさないものは地域内で流通させることができません。

国内の大手インターネット通信販売サイトでは、自転車用ヘルメットとしてCE（EN1078）などへの適合をうたう商品が複数販売されていますが、この中には、掲示された商品写真の仕様から判断すると基準への適合が疑わしいものもあり、基準に適合していない場合は景品表示法上の優良誤認にあたるおそれがあると考えられます。

2024年12月12日には、販売する自転車用ヘルメットの性能が表示どおりではなかったとして、消費者庁が販売事業者に対し、景品表示法に基づく措置命令（優良誤認）を行いました<sup>（注1）</sup>。

そこで、こうした海外の安全基準への適合をうたう商品について、性能を調査し消費者に情報提供、注意喚起することとしました。

（注1）消費者庁「自転車用ヘルメットを標ぼうする商品の販売事業者3社に対する景品表示法に基づく措置命令について」（2024年12月12日）（<https://www.caa.go.jp/notice/entry/040302/>）

### 2. テスト実施期間

検体購入：2024年11～12月

テスト期間：2025年1～2月

### 3. 自転車用ヘルメットの規格・基準等について

#### (1) 国内の状況

令和5年4月1日より、自転車のヘルメット着用は全ての利用者に対して努力義務となりました。現在、国内に自転車用ヘルメットについての公的な規格・基準はなく、自転車用ヘルメットとしての販売に関する規制はありません<sup>(注2)</sup>。

任意の基準としては、一般財団法人製品安全協会のSGマーク、公益財団法人日本自転車競技連盟のJCFマークといったものがあります(参考資料3参照)。他方、自治体によっては自転車用ヘルメットの購入に対して費用の助成が行われており、これら自治体では助成対象とするヘルメットの条件として、規格・基準(SG、JCF、CE、CPSCなど。参考資料3参照)を満たしているものであることが一般的です。

こうした中、当センターでは、2023年7月12日にマーク表示のみられない自転車用ヘルメットについて調査し、注意喚起<sup>(注3)</sup>を行いました。また、製品安全協会では、軽作業用保護帽の規格であるEN812を取得したヘルメットが自転車用として販売されているケースや、EN1078の適合をうたいながら構造からは適合しないと考えられるヘルメットについて、注意喚起(表1参照)しています。

**表1. 一般財団法人製品安全協会が配信したメールマガジン<sup>(注4)</sup>の内容(一部抜粋)**

CEマークの付いた製品であっても、EN812に適合としているという製品は、自転車用ではありません。自転車用のヘルメットと比べて衝撃吸収能力はほとんどありません。また、EN1078(自転車用ヘルメットの安全規格)と表示されたものであっても、しっかりとしたインナーがなく同基準を満たすことはほぼ不可能な製品も出回っています。十分に信頼のおける事業者が製造、販売するものを選ぶようにしてください。
---

(注2) 道路交通安全法で着用が義務となっているオートバイ(自動二輪車および一般原動機付自転車)用である乗車用ヘルメットは、消費生活用製品安全法で定められたPSCマーク対象製品となっており、定められた技術基準に適合していることを示すPSCマークの表示がないものは販売したり、その目的で陳列することはできません。

(注3) 「自転車と特定小型原動機付自転車を着用が努力義務化された乗車用ヘルメット—安全性に係る規格等への適合状況と1歳未満の子どもの着用について—」(2023年7月12日、独立行政法人国民生活センター) ([https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230712\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230712_1.html))

(注4) 「第103号 安全規格に適合する表示がないヘルメットは危険です」(2024年3月15日、一般財団法人製品安全協会) (<https://www.sg-mark.org/mailmagazine/103/>)

#### (2) 国外の状況

国外についてみると、EUでは身体保護用具としてCEマーキング(EUで販売される指定の製品がEUの基準に適合していることを示すマーク)の対象製品(EN1078)に、アメリカ合衆国ではCPSCが米国消費者製品安全法に基づいて指定する対象製品(16 CFR Part 1203)となっています。いずれの基準も、ヘルメットの衝撃吸収性、脱げにくさ、あごひもの強度、表示などを定めており、基準を満たさないものは地域内で流通させることができません。

#### 4. PIO-NET<sup>(注5)</sup>に寄せられた相談

PIO-NETには、自転車用ヘルメットの表示、性能、安全性、規格・基準に関する相談が2019年度から2025年1月31日までの5年10カ月の間に33件ありました<sup>(注6)</sup>（（ ）内は受付年月、相談者の属性）。

(注5) PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのことです。消費生活センター等からの経由相談は含まれていません。

(注6) 2019年4月以降受付、2025年1月31日までの登録分。件数は、本公表のために特別に事例を精査したものです。

##### 【事例1】

カタログ通販でCEマーク付きの自転車用ヘルメットを購入したが半年も経たないうちに、あごひもが切れた。安全性に問題があると思う。

(2024年8月受付、60歳代、女性)

##### 【事例2】

通販で海外の安全基準マーク付きと広告されたヘルメットをカード払いで契約。使用後に安全マークがないことが判明。返品希望。

(2024年6月受付、60歳代、女性)

##### 【事例3】

子ども用自転車ヘルメットをネット通販で購入。安全基準を満たしている则表示されていたが、ヘルメットそのものにシールがない。

(2024年2月受付、40歳代、女性)

##### 【事例4】

自転車用ヘルメットをネット通販で注文したが、広告通りの安全認証の表示がなく、助成金が受け取れない。返品可能か。

(2023年12月受付、50歳代、女性)

##### 【事例5】

大手通販サイトで購入した自転車用ヘルメットが安全基準を満たしていない製品だった。返金に応じてもらえたが問題のある表示だ。

(2023年11月受付、30歳代、女性)

## 5. 調査

### (1) テスト対象銘柄

2024年11月に、インターネット通信販売の大手ショッピングモール（Amazon.co.jp、Yahoo!ショッピング、楽天市場）で、「自転車用ヘルメット」で検索した際に上位に表示された商品のうち、ウェブサイトに自転車乗車時に使用できる旨の記載がみられ、かつ海外の安全基準への適合をうたっていた6銘柄（表2、写真1参照）をテスト対象銘柄としました。

これらの銘柄はいずれも、EN1078への適合をうたっていたため、以下のテストでは同基準（EN1078:2012+A1:2012）に基づき、1）衝撃吸収性、2）保持装置の強さ、3）保持装置の性能、4）表示を調べました（詳細は、「10. テスト方法」参照）。

表2. テスト対象銘柄

No.	銘柄名 または品番	販売事業者 (法人番号)	サイズ表示	購入価格 (税込み)
1	TT-16	株式会社ロックプロス (2140001098976)	○販売サイト：57-62 cm ○商品：58-62cm ○取扱説明書など：なし	¥4,699
2	BX-01	Blan (不明)	○販売サイト：54-61cm ○商品：なし ○取扱説明書など：なし	¥1,691
3	QKJ-11 (商品) ap117 (取扱説明書)	株式会社サンパーシー (2290001076166)	○販売サイト： 頭囲インナープロテクターあり (約)62cm 頭囲インナープロテクターなし (約)56-60cm ○商品：56-60cm ○取扱説明書など： インナープロテクターあり 頭囲：約 62cm インナープロテクターなし 頭囲：約 56-65cm	¥1,344
4	Y0059	株式会社 ベストレーディング (8011102029729)	○販売サイト： 画像 54-62cm 文字 57-63cm ○商品：なし ○取扱説明書など：なし	¥1,680
5	TG-B0EB-MNMO	株式会社ゲンソン (2130001055805)	○販売サイト：54-61cm ○商品：なし ○取扱説明書など：54-61cm	¥3,380
6	KY-056	株式会社大星貿易 (4020001066596)	○販売サイト：58-62cm ○商品：58-61cm ○取扱説明書など：58-61cm	¥2,980

※テスト結果は、テストのために購入した商品のみに関するものです。

※販売事業者は、いずれも一般社団法人日本ヘルメット工業会会員一覧に記載されていませんでした。

※2025年2月28日時点では、No.3の販売ページは削除されています。

No. 1



No. 2



No. 3



No. 4



No. 5



No. 6



※テスト結果は、テストのために購入した商品のみに関するものです。

**写真1. テスト対象銘柄**

## (2) テスト結果

### 1) 衝撃吸収性

衝撃吸収性能について、6 銘柄中 3 銘柄で、EN1078 の衝撃加速度の基準を大きく超過してしま  
した

EN1078 では、高温・低温・エージングの前処理をしたヘルメットを人頭模型に装着し、所定の高さから落下させる衝撃吸収性試験を行ったとき、人頭模型の衝撃加速度が 250G 以下であることとされています。衝撃加速度が大きいほど頭部へ傷害を発生するリスクが高くなると考えられます。今回、EN1078 に基づく衝撃吸収性試験のうち、高温・低温の前処理をした場合のそれぞれについて試験を行いました。

試験の結果、3 銘柄 (No. 2、3、5) では、衝撃加速度が 250G を超え、EN1078 基準の衝撃吸収性の基準を大きく超過していました (表 3 参照)。

なお、内側に発泡スチロール等の衝撃吸収層を備えた銘柄 (No. 1、4、6) は、そうでない銘柄 (No. 2、3、5) と比較して衝撃吸収性が優れる傾向がみられました (写真 2 参照)。

**表 3. 衝撃吸収性試験の結果**

No.	衝撃加速度 (G)	判定	基準	衝撃吸収層
1	155	○	250 G 以下	あり
2	806	×		なし
3	879	×		なし
4	128	○		あり
5	861	×		なし
6	172	○		あり

※10. テスト方法 (1) に示した条件のうち、最も数値が大きかった値のみを示しています。



※衝撃吸収層を赤枠線で囲っています。

**写真2. 各銘柄のカットモデル**

## 2) 保持装置の強さ

保持装置（締結具を含むあごひも）の強さについて、6銘柄中3銘柄で、EN1078の伸びの基準を大きく超過していました

EN1078では、装着状態のあごひもに負荷装置を取り付け、あらかじめ下向きに一定の荷重をかけておき、次いで負荷装置の落下重すいを所定の高さから落下させる試験を行ったとき、動的伸びが35mm以下、残留伸びが25mm以下であり、かつ試験後に締結具（バックル）の解離が片手でできることとされています。保持装置の強さが不足していると、事故の際にあごひもが切れてヘルメットが脱げる可能性があると考えられます。

試験の結果、3銘柄（No. 2、3、5）では、動的伸びおよび残留伸びが基準を大きく超え、装置の

測定限界にまで達し、このうち2 銘柄 (No. 2、5) はバックルが破損しました。また、銘柄 No. 4 の動的伸びおよび残留伸びには、基準からの超過がわずかにありました (表 4 参照)。

**表 4. 保持装置の強さ試験の結果**

No.	試験結果	判定	基準
1	動的伸び 27.5 mm 残留伸び 16.0 mm 試験後に締結具を片手で外せる。	○	動的伸び 35mm 以下 残留伸び 25mm 以下 試験後に締結具を片手で外せること。
2	動的伸び 115 mm 以上 残留伸び 115 mm 以上 バックル破損	×	
3	動的伸び 115 mm 以上 残留伸び 115 mm 以上 試験後に締結具を片手で外せる。	×	
4	動的伸び 38.0 mm 残留伸び 27.0 mm 試験後に締結具を片手で外せる。	△	
5	動的伸び 115 mm 以上 残留伸び 115 mm 以上 バックル破損	×	
6	動的伸び 17.5 mm 残留伸び 7.0 mm 試験後に締結具を片手で外せる。	○	

※No. 3 は、チンカップ (あごの形に合わせて製作した、あごひもの付属品) が付いていました。EN1078 ではチンカップの取付けは認められていません。

※No. 4 は、基準からの超過はわずかであったため、誤差が生じやすい試験特性を勘案し、判定を「×」とはしませんでした。

※この表は、各銘柄の伸びの測定結果のうち、最も数値が大きかった値のみを示しています。なお、装置の測定限界は 115mm です。

### 3) 保持装置の性能

**保持装置の性能 (脱落しにくさ) について、6 銘柄中 2 銘柄で EN1078 の基準を満たしていませんでした**

EN1078 では、ヘルメット後端にフックをかけて、ワイヤを介して前向きに所定の荷重で引っ張る試験を行ったとき、ヘルメットが人頭模型から脱落しないこととされています。保持装置の性能が不足していると、事故の際にヘルメットが脱げる可能性があると考えられます。

試験の結果、6 銘柄中 2 銘柄 (No. 2、3) は、基準の性能を満たしていませんでした (表 5 参照)。

**表 5. 保持装置の性能試験の結果**

No.	試験結果	判定	基準
1	脱落せず	○	ヘルメットが人頭模型から脱落しないこと。
2	脱落	×	
3	脱落	×	
4	脱落せず	○	
5	脱落せず	○	
6	脱落せず	○	

※No. 3 は、チンカップ (あごの形に合わせて製作した、あごひもの付属品) が付いていました。EN1078 ではチンカップの取付けは認められていません。



#### 4) 表示の調査

##### 購入時のウェブサイトに表示されていた基準に加えて、商品には別の基準も表示されていた銘柄がありました

表示について調査した結果、3銘柄（No. 1、5、6）では、ウェブサイトに表示された基準に加えて、商品にはGB24429-2009<sup>(注7)</sup>など別の基準も表示されていました（表6参照）。

（注7）スポーツヘルメット（自転車、スケートボード、ローラースケート）の安全要件と試験方法について定めた中国の国家規格。

**表6. 安全基準に関する表示（抜粋）**

No.	販売サイト	商品	取扱説明書など
1	<p>■安全規格：CE(EN1078)/CPSC1203</p> <p>CE EN1078 CPSC1203の安全基準に準拠した検査を通過したヘルメットです</p>	<p>CE</p> <p>EN1078:2012+A1:2012</p> <p>CPSC 16CFR Part1203</p> <p><u>GB24429-2009</u></p>	<p>GB 24429-2009</p>
2	<p>CE 認証(EN1078)</p> <p>・【世界基準の安心と安全】CE(EN1078) 認証。</p> <p>CE 認証済商品</p> <p>自転車用ヘルメットの安全基準 EN1078</p>	<p>CE</p> <p>EN1078:2012+A1:2012</p>	<p>CE 認証(EN1078)</p>
3	<p>CE 認証済 EN1078</p> <p>・【安心の CE EN1078 認証】CE EN1078 自転車用ヘルメット安全基準をクリアした補助金対象商品！</p> <p>CE EN1078 自転車用ヘルメット安全基準認証済</p> <p>■CE EN1078 自転車用ヘルメット基準認証済み！</p>	<p>Standard:EN1078</p> <p>CE</p>	<p>CE 規格 安全基準合格</p>
4	<p>【安心の CE 規格】</p> <p>自転車先進国ヨーロッパの厳しい基準をクリア</p> <p>EN1078 自転車用ヘルメット安全基準クリア</p>	<p>CE CONFORMS TO</p> <p>EN1078:2012+A1:2012</p>	
5	<p>安心の CE/CPSC 認証商品</p> <p>CE 認証：欧州連合の欧州委員会による安全基準に満たした製品です。（安全規格：EN1078）</p> <p>CPSC 認証：米国/カナダ消費者製品安全委員会による安全基準に満たした製品です。（安全規格：CPSC1203）</p> <p>CE 認証：欧州連合の欧州委員会による安全基準に適合することの認証となります。（EN1078 基準）</p> <p>CPSC 認証：米国消費者製品安全委員会による安全基準に適合することの認証となります。（CPSC1203 基準）</p> <p>自転車用ヘルメットの補助金制度では、自治体によっては、自転車用ヘルメットの購入者に補助金を支給しています。</p> <p>※金額や条件は各自治体によって異なるものの、数千円程度の支給が多いです。弊社ヘルメットは CE と CPSC 規格、両方満たしました製品となり、補助金対象商品です。</p>	<p>CE</p> <p><u>GB 規格：</u></p> <p><u>GB24429-2009</u></p> <p>CE:BS</p> <p>EN1078:2012+A1:2012</p> <p>CPSC:</p> <p><u>16CFR1500, 16CFR1203</u></p>	<p>CPSC/CE 基準規格認証取得</p> <p>CE</p> <p>GB 規格：</p> <p>GB24429-2009</p> <p>CE:BS</p> <p>EN1078:2012+A1:2012</p> <p>CPSC:</p> <p>16CFR1500, 16CFR1203</p>
6	<p>CE CN1078 認証済</p> <p>安全基準合格品</p> <p>安心の CE/CPSC 認証済商品</p> <p>CE 認証：欧州連合の欧州委員会による安全基準に満たした製品です。（安全規格：EN1078）</p> <p>CPSC 認証：アメリカ/カナダ消費者製品安全委員会による安全基準に満たした製品です。（安全規格：CPSC1203）</p>	<p>European standard:</p> <p>EN1078:2012+A1:2012</p> <p><u>GB24429-2009</u></p> <p>CE</p> <p>CPSC</p> <p><u>ASTM</u></p>	<p>GB GB24429-2009</p>

※販売サイトにみられず、商品にみられた表示に下線を引きました。

※販売サイトの表示は検体購入時（2024年11～12月）のものです。

※2025年2月28日時点では、No.3の販売ページは削除されています。またNo.5は基準に関する表現が削除されています。

### EN1078 で定められた全ての項目を表示していた銘柄はありませんでした

EN1078 ではヘルメットに、a) EN 規格番号、b) 製造者名または商標、c) 型式、d) 用途、e) サイズ、f) 重量、g) 製造時期、h) 子どもの使用に関する警告、などを表示することとされています。

しかし、上記項目を全て表示していた銘柄はありませんでした（表7参照）。このうち、日本語で表示されていたのは2銘柄（No. 2、5）で、それ以外の4銘柄（No. 1、3、4、6）は日本語以外の言語で表示されており、消費者が適切に理解できない可能性があります。

**表7. 安全基準（EN1078）に基づくヘルメット本体の表示**

No.	a) 規格番号	b)製造者名 または商標	c) 型式	d) 用途	e) サイズ	f) 重量	g) 製造時期	h) 警告	言語
1	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	なし	英、中国
2	あり	なし	あり	なし	なし	なし	なし	なし	日本
3	あり	あり	あり	なし	あり	なし	あり	あり	英
4	あり	なし	なし	あり	なし	なし	なし	あり	英
5	あり	あり	あり	あり	なし	なし	なし	なし	日本
6	あり	なし	あり	あり	あり	あり	なし	あり	英

※No. 1 は、付属の取扱説明書に「h) 子どもの使用に関する警告」に類する表示がみられました。

※No. 6 は、下げ札に「b) 製造者名または商標」に類する表示がみられました。

## 6. 消費者へのアドバイス

### (1) 自転車用ヘルメットの安全基準への適合マーク表示を確認し、不明点があれば販売元に確認しましょう

自転車用ヘルメットを選択する際には、SG マーク、JCF マークなど、自転車用としての安全性に係る基準等への適合が確認されているマークが表示されているものを選びましょう。なお、CE マークは、EN1078 が自転車用ヘルメットの基準となり、EN812 は自転車用ヘルメットの基準ではありません。これらの点も確認し、不明点があれば販売元に確認するとともに、万一問題が発生した時のため、問い合わせ先をあらかじめ確認しておくようにしましょう。

すでにお持ちの商品についても安全基準の適合マーク表示を確認し、不明点があれば販売元に確認しましょう。

### (2) 自転車用ヘルメットの構造についても確認し、不明点があれば販売元に確認しましょう

今回調査を行った EN1078 への適合をうたう銘柄について、衝撃吸収性、保持装置の強さ、保持装置の性能、表示に関する同基準をすべて満たすものは確認できませんでした。また、衝撃吸収層を備えていない構造の商品は、衝撃吸収性が基準の性能を満たさない可能性が高いことが分かりました。商品を選択する際には、ヘルメットの衝撃吸収性や保持装置の強さ、性能を見分けるため、マーク表示に加え、基準を満たさないヘルメットの外観や構造の特徴（参考資料 2 参照）を確認し、不明点があれば販売元に確認しましょう。

すでにお持ちの商品についても構造を確認し、不明点があれば販売元に確認しましょう。

## 7. 業界・事業者への要望

(一般社団法人日本ヘルメット工業会)

### (1) 消費者が自転車用ヘルメットを適切に選択できるよう、選択する際の注意点について引き続き周知するよう要望します

今回調査を行った EN1078 への適合をうたう銘柄について、衝撃吸収性、保持装置の強さ、保持装置の性能、表示に関する同基準をすべて満たすものは確認できませんでした。消費者が自転車用ヘルメットとして、適切な銘柄を選択できるよう、選択する際の注意点やヘルメットの有効性について引き続き周知するよう要望します。

(事業者)

### (2) 安全基準に適合していないにもかかわらず、適合しているかのような表現をすることがないよう、表示の改善を要望します

今回調査を行った EN1078 への適合をうたう銘柄について、衝撃吸収性、保持装置の強さ、保持装置の性能、表示に関する同基準をすべて満たすものは確認できませんでした。景品表示法上問題となるような不適切な表示の商品を販売することがないよう要望します。

## 8. インターネットショッピングモール運営事業者への協力依頼

### 販売サイトには安全基準への適合について、適正な表示がされるよう協力を依頼します

今回調査を行った EN1078 への適合をうたう銘柄について、衝撃吸収性、保持装置の強さ、保持装置の性能、表示に関する同基準をすべて満たすものは確認できませんでした。消費者が安心して安全に使用するために、適正な表示の商品が販売されるよう出店者へ働きかけるほか、出品前審査を強化する等の協力を依頼します。

## 9. 行政への要望

(消費者庁、警察庁)

### (1) 消費者が自転車用ヘルメットを適切に選択できるよう、選択する際の注意点について引き続き周知するよう要望します

今回調査を行った EN1078 への適合をうたう銘柄について、衝撃吸収性、保持装置の強さ、保持装置の性能、表示に関する同基準をすべて満たすものは確認できませんでした。消費者が自転車用ヘルメットとして、適切な銘柄を選択できるよう、選択する際の注意点やヘルメットの有効性について引き続き周知するよう要望します。

(経済産業省)

### (2) 自転車用ヘルメットについて、引き続き製品事故情報を注視し、必要性が生じた際には法令に基づく規制対象とするなど、適切な対応を検討するよう要望します

今回調査を行った EN1078 への適合をうたう銘柄について、衝撃吸収性、保持装置の強さ、保持装置の性能、表示に関する同基準をすべて満たすものは確認できませんでした。

令和 5 年 4 月 1 日よりすべての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用の努力義務が課されて以降、着用率は上昇傾向にあります。自転車用ヘルメットについて、引き続き製品事故情報を注視し、必要性が生じた際には法令に基づく規制対象とするなど、適切な対応を検討するよう要望します。

### ○要望先

消費者庁	(法人番号 5000012010024)
警察庁	(法人番号 8000012130001)
経済産業省	(法人番号 4000012090001)
一般社団法人日本ヘルメット工業会	(法人番号 4010005009271)

### ○協力依頼先

アマゾンジャパン合同会社	(法人番号 3040001028447)
LINE ヤフー株式会社	(法人番号 4010401039979)
楽天グループ株式会社	(法人番号 9010701020592)

### ○情報提供先

内閣府 消費者委員会	(法人番号 2000012010019)
こども家庭庁	(法人番号 7000012010039)
文部科学省	(法人番号 7000012060001)
厚生労働省	(法人番号 6000012070001)
国土交通省	(法人番号 2000012100001)
公益財団法人日本交通管理技術協会	(法人番号 6011105004854)
公益財団法人日本自転車競技連盟	(法人番号 3011005000304)
公益社団法人日本保安用品協会	(法人番号 3010005017498)
一般財団法人自転車産業振興協会	(法人番号 3010405000277)
一般財団法人日本車両検査協会	(法人番号 4011505000802)
一般財団法人日本自転車普及協会	(法人番号 8010405001023)
一般財団法人製品安全協会	(法人番号 1010505002118)
一般社団法人自転車協会	(法人番号 6010405010595)
日本自転車軽自動車商協同組合連合会	(法人番号 3010405001861)
オンラインマーケットプレイス協議会	(法人番号なし)

### 本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165

## 10. テスト方法

### (1) 衝撃吸収性試験

ヘルメットは高温処理 ( $50 \pm 2^\circ\text{C}$ の条件に4~6時間保持)、低温処理 ( $-20 \pm 2^\circ\text{C}$ の条件に4~6時間保持) のいずれかの前処理を行った後、人頭模型にヘルメットを装着し、保持装置により固定しました。衝撃試験範囲は、基準で指定された範囲とし、各衝撃点はヘルメット表面に沿って150 mm以上離しました。その後、基準で規定する装置を用いて、衝撃時の落下速度 $5.42 (+0.1-0)\text{m/s}$ で鋼製平面形アンビル上に落下させ衝撃を加えた場合、衝撃時の落下速度 $4.57 (+0.1-0)\text{m/s}$ で縁石形アンビル上に落下させた場合、それぞれの衝撃加速度を測定しました。

なお、人頭模型の選択にあたっては、ヘルメット本体にサイズ表示が確認できた銘柄はその最大値を、ヘルメット本体に表示がない銘柄は、取扱説明書や販売元の商品説明等に記載された仕様のうち、その最大値をもとに選択しました。

### (2) 保持装置の強さ試験

ヘルメットを人頭模型に装着し、質量 $4 \pm 0.2\text{ kg}$ の落下重すいを $600 \pm 5\text{ mm}$ の高さから誘導棒により落下させ、その際の保持装置の動的伸びを測定しました。また、重すいの落下後、片手で容易に締結具の解離ができるかどうか確認しました。その後、残留伸びを測定しました。

### (3) 保持装置の性能試験

ヘルメットを人頭模型に装着し、鋼製よりワイヤをヘルメット後端部中央で接続しました。次いで、質量 $10 \pm 0.1\text{ kg}$ の落下重すいを引き上げて $175 \pm 5\text{ mm}$ の高さから誘導装置により落下させ、ヘルメットが人頭模型から脱落したかどうか確認しました。

参考資料 1. テスト結果一覧

項目	衝撃吸収性	保持装置		表示	
		強さ	性能	ヘルメット 本体への表示	
基準 (EN1078)	250 G 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動的伸び 35 mm以下</li> <li>・残留伸び 25 mm以下</li> <li>・試験後に締結具を片手で解除可</li> </ul>	人頭模型から脱落しない	※1	
No.	1	○	○	○	8項目中7項目あり
	2	×	×	×	8項目中2項目あり
	3	×	×	×	8項目中6項目あり
	4	○	△ (※2)	○	8項目中3項目あり
	5	×	×	○	8項目中4項目あり
	6	○	○	○	8項目中6項目あり

※1 a)EN規格番号、b)製造者名または商標、c)型式、d)用途、e)サイズ、f)重量、g)製造時期、h)子どもの使用に関する警告

※2 基準からの超過はわずかであったため、誤差が生じやすい試験特性を勘案し、判定を「×」とはしませんでした。

## 自転車用ヘルメットにおける外形上の主な注意点

以下の項目が一つでも該当すると、自転車用ヘルメットの安全基準又は安全規格 (EN1078やSG基準) を満たしません。

**「CE認証済」等と表示し、販売されている自転車用ヘルメットの一部には、自転車用ヘルメットに係る欧州連合の安全基準又は安全規格に適合していないものがあります。そのような商品に係る広告に御注意ください。**

### ヘルメットの内側全面に衝撃吸収層が付いていないもの

頭部を保護するためには、ヘルメットの**内側全面** (通気穴は可) に、衝撃を吸収する一定の厚みのある発泡スチロール等の層が必要です。内装パッドやウレタンパッドを装着したのみでは、自転車用ヘルメットの安全基準又は安全規格の適合に必要な衝撃吸収性はほとんどありません。



### あご紐の幅が15mm未満のものやチンカップ付きのもの

あご紐の幅は、**15mm以上**でなければならず、**チンカップ (あご受け)** 付きのものは不可です。



### あご紐がヘルメットに確実に取り付けられていないもの

あご紐がヘルメット本体から**取り外し**できるものは不可です。

### ヘルメット着用時に視野が隠れるもの

**メーカ**が指定する正しいヘルメットの**着用位置**で、**顔中央の垂直軸**から**左右それぞれに105度**の視野の確保が必要です。



(注8) 消費者庁「自転車用ヘルメットを標ぼうする商品に関する注意喚起について」 (2024年12月12日)  
 (<https://www.caa.go.jp/notice/entry/040293/>)



参考資料3. 自転車用ヘルメットの基準

	基準	項目 (抜粋)	基準値 (抜粋) (注9)
 JIS マーク	JIS T8134:2018 自転車用ヘルメット (第三者認証)	性能(衝撃吸収性、保持装置の強さ、保持性(ロールオフ)、視野) 構造 材料 使用者に対する表示及び情報(ヘルメットの表示、取扱説明書)	衝撃吸収性: 2,940m/s <sup>2</sup> 以下であり、かつ、1,470m/s <sup>2</sup> 以上の衝撃加速度の継続時間が4ms以下でなければならない。 保持装置の強さ: 最大伸びが35mm以下であり、かつ、試験後に締結具の解離が容易でなければならない。 保持性(ロールオフ): ヘルメットが人頭模型から脱落してはならない。
 SG マーク	自転車等用ヘルメットのSG基準(CPSA0056) (第三者認証)	外観、構造及び寸法 衝撃吸収性 保持装置の強さ 保持装置の性能 視野 材料 付属品 表示 取扱説明書	衝撃吸収性: 2,940m/s <sup>2</sup> 以下であり、かつ、1,470m/s <sup>2</sup> 以上の衝撃加速度の継続時間が4ms以下であること。 保持装置の強さ: 試験を行ったとき、最大伸びが35mm以下であり、かつ、試験後に締結具の解離が容易であること。 保持装置の性能: 試験を行ったとき、ヘルメットが人頭模型から脱落してはならない。
 JCF公認マーク   JCF推奨マーク	ヘルメット公認推奨・基準 (第三者認証)	1. ヘルメット公認・推奨に関する基準 (1) 全て JIS 規格< JIS T8134 >に準拠する。 (2) 公認・推奨にあたっては、自転車用ヘルメットとして、SG、CE、CPSCのいずれかのマークを持つもの、その他各国各地域における公的機関が認証したのも、上記(1)の性能および試験基準を満たすものとする。但し、SG/CE/CPSC マーク以外の認証を受けているものは、日本国内において上記(1)の試験を課す場合がある。 2. その他 (1) 本連盟および加盟団体の主管する自転車競技大会に使用するヘルメットは、上記1.とは別に本連盟競技規則第1部第50条の条件を備える必要がある。	適用する規格・基準による。
 CE マーク	BS EN 1078:2012+A1:2012 (自己適合宣言)	素材 構造 視野 衝撃吸収性能 耐久性 保持装置 表示	衝撃吸収性: 2,450m/s <sup>2</sup> を超えてはならない。 保持装置(強度): 動的伸びは35mmを、残留伸びは25mmを超えないこと。試験後に締結具を片手で外せること。 保持装置(有効性): ヘルメットが人頭模型から脱落しないこと。

※自転車用は EN1078		製造者より提供される 情報	
CPSC	16 CFR Part 1203 (自己適合宣言)	構造 周辺視野 安定性 保持装置の動的強度 衝撃減衰基準 ラベルと説明書	衝撃吸収性：2,940m/s <sup>2</sup> を超えてはならない。 保持装置の動的強度：30mmを超えて伸びないこと。 位置安定性：ヘルメットが人頭模型から脱落しないこと。
GB	GB24429-2009	構造 性能(質量、視野、保持装置の安定性、保持装置の強度特性、衝撃エネルギー吸収性能) 標識 包装、運搬と保管 製品説明書	衝撃吸収性：2,940 m/s <sup>2</sup> を超えてはならない。 保持装置(強度)：動的伸びは35mmを、残留伸びは25mmを超えないこと。あごひものちぎれ、接続部品の脱落、あごひも留め具の緩みと落下がないこと。 保持装置の安定性：ヘルメットが人頭模型から脱落しないこと。

(注9) 各基準について、衝撃吸収性、保持装置の強度、保持装置の性能に相当する項目について、基準値を抜粋したものです。基準ごとに試験方法が異なる場合があるため、基準値だけで比較することはできません。  
※上記以外にも安全基準が存在します。